

○吹田市介護老人保健施設条例

平成4年3月31日条例第5号

(設置)

第1条 高齢者等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 介護老人保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市介護老人保健施設
- (2) 位置 吹田市片山町2丁目13番25号

(事業)

第3条 吹田市介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスを行うこと。
- (2) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行うこと。
- (3) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションを行うこと。
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを行うこと。
- (5) その他市長が必要と認める事業

(利用者の範囲)

第4条 前条に規定する事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条第1号に掲げる事業 法の規定による介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給を受けることができる者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の2第2項の規定による施設介護（法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスに限る。）に係る介護扶助を受けた者
- (2) 前条第2号に掲げる事業 法の規定による短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費若しくは法の規定による介護予防短期入所療養介護に係る介護

予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けることができる者又は生活保護法第34条の2第2項の規定による居宅介護（法第8条第10項に規定する短期入所療養介護に限る。）若しくは介護予防（法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護に限る。）に係る介護扶助を受けた者

（3） 前条第3号に掲げる事業 法の規定による通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費若しくは法の規定による介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けることができる者又は生活保護法第34条の2第2項の規定による居宅介護（法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションに限る。）若しくは介護予防（法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションに限る。）に係る介護扶助を受けた者

（4） 前条第4号に掲げる事業 法の規定による訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費若しくは法の規定による介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けることができる者又は生活保護法第34条の2第2項の規定による居宅介護（法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションに限る。）若しくは介護予防（法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションに限る。）に係る介護扶助を受けた者

（5） 前条第5号に掲げる事業 市長が適当と認める者
（定員）

第5条 介護老人保健施設の定員は、次のとおりとする。

- （1） 第3条第1号、第2号及び第5号に掲げる事業に係る入所者 100人
- （2） 第3条第3号及び第5号に掲げる事業に係る通所者 1日につき40人
（指定管理者による管理）

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人、医療法人、一般財団法人又は公益財団法人であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に介護老人保健施設の管理に係る次に掲げる業務を行わせる。

- （1） 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- （2） 利用の許可に関する業務
- （3） 利用料金の設定及び徴収に関する業務
- （4） 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、介護老人保健施設の管理に関し市長が必要と認める業務

- 2 市長は、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した法人のうち、介護老人保健施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を指定管理者として指定する。
- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者候補者選定委員会)

第7条 本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする法人の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第8条 第3条に規定する事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる事業

ア 法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額

イ 法第49条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額

ウ 法第48条第2項及び第49条第2項に規定する厚生労働省令で定める費用に相当する費用の

額として規則で定める額

(2) 第3条第2号に掲げる事業

- ア 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- イ 法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- ウ 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- エ 法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- オ 法第41条第4項第2号、第42条第3項、第53条第2項第2号及び第54条第3項に規定する厚生労働省令で定める費用に相当する費用の額として規則で定める額

(3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業

- ア 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- イ 法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- ウ 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- エ 法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- オ 法第41条第4項第1号、第42条第3項、第53条第2項第1号及び第54条第3項に規定する厚生労働省令で定める費用に相当する費用の額として規則で定める額

(4) 第3条第5号に掲げる事業

- ア 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に準ずる額に100分の10を乗じて得た額
- イ 法第53条第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働省令で定める費用に準ずる費用の額として規則で定める額

(5) 特別療養室料

- ア 1人室 1日につき3,000円（その者の住所が本市外である入所者（以下「市外入所者」と

いう。)にあっては、4,500円)

イ 2人室 1日につき1,500円(市外入所者にあっては、2,200円)

(6) 文書料

ア 各種診断書 1通につき1,500円

イ 要介護認定に係る主治医意見書 1通につき5,000円

ウ その他の文書 1通につき750円

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用の制限等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指定管理者の指示に違反したとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(利用料金の減額又は免除)

第10条 利用料金は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(免責)

第11条 この条例に基づく処分によって利用者に生じた損害については、指定管理者は一切その責めに任じない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年6月10日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (省略)

附 則 (平成30年3月30日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 6 日条例第24号）

この条例は、令和 9 年10月 1 日から施行する。